

桜も咲き、新年度が始まりましたね。今年の春はいつもより暖かく感じられます。2023年も1/4が過ぎましたが、年度初めの機会に今年チャレンジしようとしていた事や目標等を振り返って、まだできていない方はここでリスタートをきるのもよいのではないのでしょうか。

小規模事業者に対する納税額の負担軽減措置（インボイス制度）

令和5年度税制改正によりインボイス制度の主に免税事業者や小規模事業者向けの改正が行われました。

- ◎ **免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図る為、納税額を売上にかかる消費税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとなりました。**
- ◎ **これにより業種に関わらず、売上や収入を把握するだけで消費税の申告・納付が可能となる為、事務負担も大幅に軽減されます。**

【対象】：「小規模事業者」→本来、免税事業者（2期前の売上が1000万円未満で消費税納税義務者ではない者）であるが、**敢えて**、インボイス登録事業者となった者

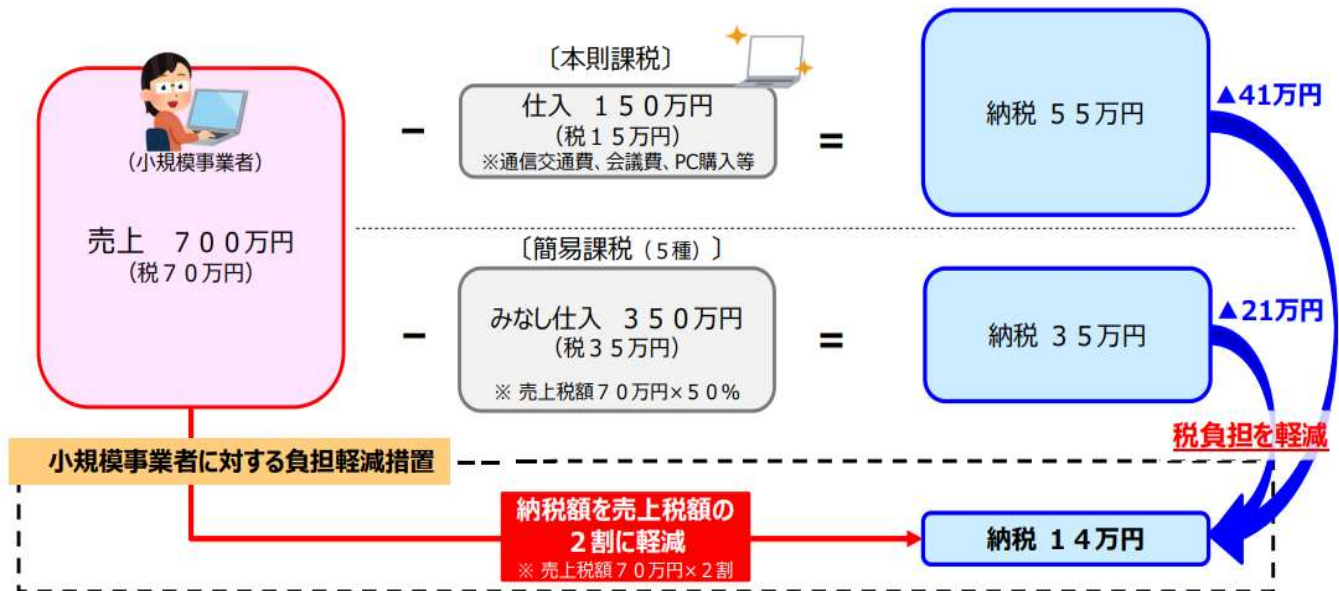
【軽減負担措置】：課税売上に係る消費税額の2割の納税額とする

【対象期間】：令和5年10月1日～令和8年9月30日の属する各課税期間

（個人事業者は令和5年10-12月の申告から、令和8年分の申告までが対象）

【届出等】：不要です。申告時により有利な計算方法と見比べて選択適用できます。

【具体例】：下図のとおり、本則課税・簡易課税それぞれの選択した課税方法と、負担軽減措置の有利な方法により申告可能です。



(注)負担軽減措置の適用期間であっても基準期間や特定期間、承継・新設、3年縛り等による納税義務判定により課税事業者となる課税期間にあつては、負担軽減措置の適用を受けることができませんので注意が必要です。

【簡易課税制度への移行措置について】

上記の負担軽減措置の適用を受けたインボイス発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出した時はその提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。（通常は翌課税期間から）



消費税の本則課税と簡易課税とは？

本則課税（一般課税：原則法）

消費税の納税額は、売上によって預かった消費税額から仕入や経費として支払った消費税額を差し引いた金額です。

その事業者が実際に支払った消費税額を控除する方法が、消費税の原則的な計算方法である本則課税です。売上にかかる消費税よりも仕入にかかる消費税が多い場合には差額がマイナスになり、同額の消費税が還付されます。

簡易課税

実際の仕入等にかかった消費税額を使って仕入税額控除を行う一般課税に対して、簡便的な計算方法として簡易課税という特例が設けられています。簡易課税を選択できるのは基準期間（その事業年度の前々年）の課税売上高が、5千万円以下の事業者に限られます。

簡易課税制度では、事業別に決められた課税仕入の「みなし仕入率」を売上高に乗じることで仕入税額控を算出するため、仕入税額の集計の手間が省けます。

簡易課税における事業別のみなし仕入率は次のとおりです。

事業区分	主な事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業、建設業	70%
第4種事業	1.2.3.5.6種以外の事業 飲食店業など	60%
第5種事業	サービス業、運輸通信業 金融・保険業	50%
第6種事業	不動産業	40%

簡易課税のメリットとしては、

- ① 売上にかかる消費税額のみで消費税の計算が可能
- ② 仕入に係る帳簿やインボイスの保存・管理が不要といった点が挙げられます。



〈社会保険料の料率変更〉

■健康保険料率と介護保険料率の改定

（協会けんぽの場合）

2023年（令和5年）度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率が3月分（4月納付分）から改定されます。

また、健康保険料率の内訳（特定保険料率および基本保険料率）についても3月分（4月納付分）から改定されます。

※健康保険料率は都道府県によって異なりますので、各健保のHPをご参照ください。

※介護保険料率は、「16.4/1000」（1.64%）から「18.2/1000」（1.82%）に改定されます。

改定前	改定後
16.4/1000（1.64%）	18.2/1000（1.82%）
（従業員：8.200/1000）	（従業員：9.100/1000）
（事業主：8.200/1000）	（事業主：9.100/1000）

■雇用保険料の改定

2023年4月以降、雇用保険料の料率が変わります。

一般事業所の場合	3月まで	4月以降
被保険者負担率	5.0/1000	6.0/1000
事業主負担率	8.5/1000	9.5/1000
雇用保険料率（合計）	13.5/1000	15.5/1000

〈就職などによる扶養人数見直しの時期〉

■従業員さんのご子息が就職等で扶養から外れた場合は、源泉対象扶養親族の人数が変わりますので、源泉徴収税額の見直しも合わせて行いましょう。



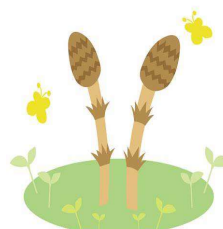
優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。